

# 2015年4月スタート「食品表示法」

## アレルギー表示の方法が変わりました!!

- より広範囲の原材料について、アレルゲンを含む旨の表示が必要になりました。
- 個別表示が原則となりますが、例外的に一括表示をすることができます。

### アレルギー表示の方法

#### 《個別表示の場合(原則)》

- 個々の原材料や添加物の後に括弧書きで含む旨を表示します。

【原材料の後ろに表示する場合】(〇〇を含む)

【添加物の後ろに表示する場合】(〇〇由来)

※繰り返しになるアレルゲンは省略することができます。

#### 《一括表示の場合》

- 個別表示が困難な場合は、原材料名欄及び添加物欄の最後に一括して表示します。

【表示例】(一部に〇〇・△△・□□を含む)

※含まれる全てのアレルゲンを表示し、省略はできません。

#### 《注意事項》

- 個別表示と一括表示を併用して表示することはできません。
- アレルゲンを複数含んでいる場合は、「・」でつないでください。
- 「乳」を個別表示する場合は、原材料は「(乳成分を含む)」  
添加物は「(乳由来)」と表示します。

#### 【個別表示の例】

原材料名	小麦粉、砂糖、 <b>植物油脂(大豆を含む)</b> 、 <b>鶏卵</b> 、アーモンド、 <b>バター</b> 、異性化液糖、 <b>脱脂粉乳</b> 、洋酒、でん粉
添加物	ソルビトール、膨張剤、香料、 <b>乳化剤(大豆由来)</b> 、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)

#### 【一括表示の例】

原材料名	小麦粉、砂糖、 <b>植物油脂</b> 、 <b>鶏卵</b> 、アーモンド、 <b>バター</b> 、異性化液糖、 <b>脱脂粉乳</b> 、洋酒、でん粉、(一部に <b>小麦・大豆・卵・乳成分を含む</b> )
添加物	ソルビトール、膨張剤、香料、 <b>乳化剤</b> 、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミンE、ビタミンC)、(一部に <b>大豆を含む</b> )

### 特定加工食品及びその拡大表記が廃止されました

- 特定加工食品及びその拡大表記が廃止され、含まれるアレルゲンは省略せず、全て表示することになりました。

【表示例】マヨネーズ(卵を含む) からしマヨネーズ(卵を含む)

※特定加工食品とは

その名称から、一般的にアレルゲンを含むことが予測できると考えられてきた食品のこと。

### アレルゲン対象品目

- 次の7品目は必ず表示してください。(特定原材料)

えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生

- 次の20品目は表示が推奨されています。(特定原材料に準ずるもの)

あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ  
さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン



©2015秋田県  
んだっチャH290134